

○さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱

平成13年5月1日

告示第83号

改正 平成22年3月31日告示第438号

平成25年3月29日告示第445号

平成30年3月28日告示第447号

令和3年3月31日告示第571号

(趣旨)

第1条 この告示は、駅周辺における放置自転車の解消及び自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の適正配置の推進のため、市内の駐車場の設置者に対し補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成30年告示447号〕)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 新たに駐車場を設置することをいう。
- (2) 増設 既存の駐車場の収容台数を増加させるために駐車場を整備することをいう。
- (3) 新設等 新設又は増設をいう。
- (4) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (5) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (6) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (7) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

(追加〔平成22年告示438号〕)

(交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる駐車場は、市内に新設等をする駐車場で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 公共の用に供される駐車場であること。
- (2) 市内の駅を中心におおむね300メートルの範囲内に設置される駐車場であること。
- (3) 新設等により増加する自転車等の収容台数(原動機付自転車及び自動二輪車にあつ

ては、1台を1.5台として計算した収容台数。次条第2項において同じ。)が10台以上であること。

(4) 当該駐車場が継続して5年以上運営されること。

(5) 駅周辺における放置自転車の解消及び駐車場の適正配置の推進に資すると市長が認めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、新設等が都市計画上支障があると認められる場合は、補助金の交付対象とはしない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものが新設等をする駐車場は、補助金の交付対象としない。

(1) さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) さいたま市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団

(3) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。)のうち暴力団員に該当する者があるもの

(一部改正〔平成22年告示438号・25年445号・30年447号〕)

(補助金の額及び補助対象経費)

第4条 補助金の額は、新設等に係る基準事業費の3分の1以内で、500万円を限度とする。

ただし、補助金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する基準事業費は、自転車等1台当たりの整備基準単価(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条又は第6条の2の規定による建築確認(以下「建築確認」という。)を要する駐車場にあつては10万円、建築確認を要しない駐車場にあつては6万円)に新設等により増加した自転車等の収容台数を乗じて得た額とする。

3 実施事業費が前2項に規定する基準事業費に満たない場合は、当該実施事業費をもって基準事業費とする。

4 前項の実施事業費は、駐車場の整備に必要な敷地内工事及び敷地内に必要器具等を設置する経費(次に掲げる経費を除く。)とする。

(1) 土地又は既存施設の取得に係る経費

(2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の整備に要する経費として相当と認められないもの

(一部改正〔平成22年告示438号・30年447号〕)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新設等に係る工事の着工予定日の30日前までに、自転車等駐車場補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた駐車場を増設する場合には、当該駐車場を開設してから5年以上経過しているものとする。

- (1) 事業計画書（収入支出の予算を含む。）
- (2) 駐車場の位置図及び配置図
- (3) 駐車場用地の登記事項証明書及び公図
- (4) 申請者の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成22年告示438号〕）

（決定及び通知）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容及び必要な事項を調査して補助金を交付するか否かを決定し、その旨を自転車等駐車場補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成22年告示438号〕）

（完了の報告）

第7条 申請者は、補助金の交付対象となる駐車場の新設等に係る工事が完了したときは、速やかに自転車等駐車場工事完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他工事代金を支払ったことを証する書類
- (2) 工事完成図面及び写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成22年告示438号〕）

（補助金の額の決定等）

第8条 市長は、新設等が前条の報告書の内容並びに補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、補助金の額の決定をして、自転車等駐車場補助金額確定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた申請者は、自転車等駐車場補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成22年告示438号・30年447号〕）

(開設の報告)

第9条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その受領した日から30日以内に、自転車等駐車場開設報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 利用料金表
- (2) 自転車等の収容台数を記載した書類(定期利用又は一時利用の別を記載したもの)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(一部改正〔平成22年告示438号・30年447号〕)

(運営状況の報告)

第10条 補助事業者は、開設後5年の間、駐車場の運営状況について、自転車等駐車場運営状況報告書(様式第7号)により、1年ごとに市長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成22年告示438号・30年447号〕)

(決定の取消し等)

第11条 市長は、申請者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第3条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的が失われたと認めるとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、自転車等駐車場補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(追加〔平成22年告示438号〕、一部改正〔平成25年告示445号・30年447号〕)

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、自転車等駐車場補助金返還命令書(様式第9号)により、期限を定めて、次に掲げる額の返還を命じるものとする。

- (1) 駐車場の運営期間(駐車場開設の日から、補助金の返還事由が生じた日までをいう。以下この条において同じ。)が3年に満たないときは、補助金の交付額の全額に相当する額
- (2) 運営期間が3年以上4年未満のときは、補助金の交付額の2分の1に相当する額

(3) 運営期間が4年以上5年未満のときは、補助金の交付額の3分の1に相当する額
(一部改正〔平成22年告示438号・30年447号〕)

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、駐車場に係る補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成22年告示438号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大宮市民営自転車等駐車場補助金交付要綱(昭和61年大宮市告示第108号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月31日告示第438号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日告示第445号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月28日告示第447号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第571号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第5条関係)(表)

自転車等駐車場補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所
(フリガナ)
申請者 氏 名
生年月日
性 別
電 話
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

自転車等駐車場の設置について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、次のとおり
関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助申請の内容
 - (1) 新設・増設の別 新 設 ・ 増 設
 - (2) 設置場所 (駅 口)
 - (3) 構造及び面積 造 階建て 平方メートル
 - (4) 整備台数
ア 自 転 車 台
イ 原動機付自転車 台
ウ 自 動 二 輪 車 台
合 計 台
 - (5) 予定工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
 - (6) 補助対象事業費 円
- 3 駐車場の運営方法
 - (1) 開設日時 年 月 日() 時 分
 - (2) 利用時間 時 分から 時 分まで
 - (3) 運営方法 直営・委託・その他()
 - (4) 管理方法 有人・無人

様式第1号（第5条関係）（裏）

個人

（チェック）

- 申請者は暴力団員ではありません。
- 当補助金は暴力団の利益になるものではありません。
- さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱第3条第3項の規定に該当するときは、補助金の対象とならず、また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消され、又は補助金の返還を求められることを了承します。
- 市が上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

申請者

氏名 _____

法人

（チェック）

- 申請者は暴力団ではありません。また、役員のうち暴力団員に該当するものはおりません。
- 当補助金は暴力団の利益になるものではありません。
- さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱第3条第3項の規定に該当するときは、補助金の対象とならず、また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消され、又は補助金の返還を求められることを了承します。
- 市が上記事由を確認する必要がある場合には、必要に応じ、市が役員名簿の提出を求めたうえで、申請書及び当該役員名簿に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。なお、前記のことについては、役員全員が了承していることを確認しています。

代表者

氏名 _____

備考 上記の確認は、さいたま市暴力団排除条例に基づき行うものです。

注

様式第2号(第6条関係)

自転車等駐車場補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定

- (1) 交付予定額 円
- (2) 補助条件

2 不交付決定

理由

様式第3号(第7条関係)

自転車等駐車場工事完了報告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所

申請者 氏 名

電 話

〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

自転車等駐車場の工事が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 駐車場の名称

2 設置場所

(駅 口)

3 新設・増設の別

新設・増設

4 構造及び面積

造 階建て 平方メートル

5 工事期間

年 月 日から 年 月 日まで

注

様式第4号(第8条関係)

自転車等駐車場補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり補助金の交付額が確定したので通知します。

補助金交付確定額

円

様式第5号(第8条関係)

自転車等駐車場補助金請求書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申請者 住所
氏名
電話
〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

補助金の交付額の確定通知を受けたので、次のとおり請求します。

- 1 駐車場の名称
- 2 設置場所 (駅 口)
- 3 請求額 円
- 4 振込先

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 組合							本店 支店 出張所
口座種別	普通 当座	口座番号						
フリガナ								
名義人								

注

様式第6号(第9条関係)

自転車等駐車場開設報告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所

受給者 氏 名

電 話

〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

自転車等駐車場を開設したので、次のとおり報告します。

1 駐車場の名称

2 設置場所

(駅 口)

3 整備台数(収容台数)

ア 自 転 車 台(台)

イ 原動機付自転車 台(台)

ウ 自 動 二 輪 車 台(台)

合 計 台(台)

4 開設日時

年 月 日() 時 分

5 利用時間

時 分から 時 分まで

6 運営方法

直 営・委 託・その他()

7 管理方法

有人・無人

注

様式第7号（第10条関係）

自転車等駐車場運営状況報告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住 所

受給者 氏 名

電 話

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

自転車等駐車場の運営状況について、次のとおり報告します。

駐 車 場 名		
設 置 場 所	(駅 口)	
利用状況報告期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
利 用 の 内 訳	利用台数	(1) 定期利用 (月平均)
		ア 自 転 車 台
		イ 原動機付自転車 台
		ウ 自 動 二 輪 車 台
		合 計 台
(2) 一時利用 (日平均)		
ア 自 転 車 台		
イ 原動機付自転車 台		
ウ 自 動 二 輪 車 台		
合 計 台		
(3) (1) 及び (2) の合計		
ア 自 転 車 台		
イ 原動機付自転車 台		
ウ 自 動 二 輪 車 台		
合 計 台		
利用時間	時 分から 時 分まで	
運営方法	直 営・委 託・その他 ()	
管理方法	有人・無人	

注

様式第8号(第11条関係)

自転車等駐車場補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり補助金交付決定を取り消したので通知します。

- 1 取消しの対象 第 号 年 月 日決定の自転車等駐車場補助金
- 2 取消しの理由

様式第9号(第12条関係)

自転車等駐車場補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり補助金の返還を命じる。

- 1 補助金の返還額 円
- 2 返還期限

様式第1号（第5条関係）（表）

（全部改正〔平成22年告示438号〕、一部改正〔平成25年告示445号・令和3年571号〕）

様式第1号（第5条関係）（裏）

（追加〔平成25年告示445号〕、一部改正〔令和3年告示571号〕）

様式第2号（第6条関係）

（一部改正〔平成22年告示438号〕）

様式第3号（第7条関係）

（全部改正〔平成22年告示438号〕、一部改正〔平成25年告示445号・令和3年571号〕）

様式第4号（第8条関係）

（一部改正〔平成22年告示438号〕）

様式第5号（第8条関係）

（追加〔平成30年告示447号〕、一部改正〔令和3年告示571号〕）

様式第6号（第9条関係）

（全部改正〔平成22年告示438号〕、一部改正〔平成25年告示445号・30年447号・令和3年571号〕）

様式第7号（第10条関係）

（全部改正〔令和3年告示571号〕）

様式第8号（第11条関係）

（追加〔平成22年告示438号〕、一部改正〔平成30年告示447号〕）

様式第9号（第12条関係）

（一部改正〔平成22年告示438号・30年447号〕）